(ニ) (イ)から(ハ)の三輪以上の軽自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うこととした。

ハ　相続その他の形式的な所有権の移転により取得した三輪以上の軽自動車（第四四七条関係）

(4) 課税標準は三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とし、免税点は五〇万円とすることとした。（第四五〇条及び第四五二条関係）

(5) 環境性能割の税率を次のとおりとすることとした。（第四五一条関係）

イ　次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（(3)ロの適用を受けるものを除く。）　一〇〇分の一

(イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

①　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

②　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

③　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(ロ) 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

①　平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

②　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

③　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。

ロ　ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックに限る。）であって、次のいずれに該当するもの（(3)ロ及び(5)イの適用を受けるものを除く。）　一〇〇分の二

(イ) 平成一七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上であること。

ハ　(3)ロ、(5)イ及び(5)ロの適用を受ける三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車　一〇〇分の三

ニ　イからハの適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うこととした。

(6) 徴収は、申告納付の方法により行い、環境性能割の納税義務者は、次に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、それぞれに定める時又は日までに、申告書を市町村長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を当該市町村に納付することとした。（第四五三条及び第四五四条関係）

イ　車両番号の指定を受ける三輪以上の軽自動車　当該車両番号の指定の時

ロ　イに掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車で、自動車検査証の記入を受けるべき三輪以上の軽自動車　当該記入を受けるべき事由があった日から一五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

ハ　イ及びロに掲げる三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車　当該三輪以上の軽自動車の取得の日から一五日を経過する日

(7) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、次に定めるところによることとした。

イ　ロ及びハに定めるもののほか、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の道府県（以下「定置場所在道府県」という。）が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うこととした。（附則第二九条の九関係）

ロ　定置場所在道府県の徴税吏員は、当分の間、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る督促状を発した場合には、当該定置場所在道府県の条例で定める自動車税の環境性能割に係る督促手数料に相当する金額を軽自動車税の環境性能割に係る督促手数料として徴収することができることとした。（附則第二九条の九関係）

ハ　軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所在の市町村（以下「定置場所在市町村」という。）が減免に関する条例を定めた場合には、軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、定置場所在道府県の知事が行うこととした。（附則第二九条の一〇関係）

(8) 軽自動車税の環境性能割の申告等は、次に定めるところによることとした。

イ　軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、自動車税の環境性能割の申告の例により、定置場所在道府県の知事にしなければならないこととした。（附則第二九条の一一関係）

ロ　軽自動車税の環境性能割の納税義務者は、当分の間、自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の例により、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を定置場所在道府県に納付しなければならないこととした。（附則第二九条の一二関係）

ハ　定置場所在道府県は、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付があった場合には、当該納付があった月の翌々月の末日までに、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額を定置場所在市町村に払い込むこととした。（附則第二九条の一二関係）

(9) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等は次に定めるところによることとした。

イ　定置場所在道府県の知事は、定置場所在市町村の長に対し、軽自動車税の環境性能割の申告の件数、軽自動車税の環境性能割額その他必要な事項を報告することとした。（附則第二九条の一五関係）

ロ　定置場所在市町村の長が、定置場所在道府県の知事に対し、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、当該定置場所在道府県の知事は、関係書類を当該定置場所在市町村の長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させることとした。（附則第二九条の一五関係）

(10) 定置場所在市町村は、定置場所在道府県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を定置場所在道府県に交付しなければならないこととした。（附則第二九条の一六関係）

(11) 営業用の三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率を、当分の間、次のとおりとすることとした。（附則第二九条の一八関係）

イ　(5)イに掲げる三輪以上の軽自動車　一〇〇分の〇・五

ロ　(5)ロに掲げる三輪以上の軽自動車　一〇〇分の一

ハ　(5)ハに掲げる三輪以上の軽自動車　一〇〇分の二

(12) 自家用の三輪以上の軽自動車で(5)ハに掲げるものに対して課する環境性能割の税率を、当分の間、一〇〇分の二とすることとした。（附則第二九条の一八関係）